

告 示

埼玉県選管告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の異動の届出があった。

令和三年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	
	医療法人明晴会 西武入間病院	施設の開設主体及び名称
埼玉県入間市大字野田九百四十六	埼玉県入間市大字野田三千七十八番地 十三	所在地